

## 令和8年度 静岡市芸術文化奨励賞推薦要領

### 1 趣旨

静岡市は、芸術文化を通じ、文化の振興と向上に寄与する市民の活動を奨励するため、「静岡市芸術文化奨励賞」を設け、優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれるものに対して、毎年、授与表彰しています。

本年度も次の要領により、その候補者を募集します。

### 2 授与候補者の条件

(1) 受賞候補者は、次の条件を満たすものとします。

① 現に文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる者であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

ア 静岡市内に居住する個人

イ 静岡市内に勤務する個人

ウ 静岡市出身者

エ 静岡市内に活動の本拠を持つ団体

② 上記①のうち、個人、団体ともに令和8年10月31日時点において5年以上の活動の経歴があるもの。

(2) 本奨励賞は、芸術文化を通じ、静岡市の文化の振興と向上に寄与する市民の活動を奨励するために行うものであり、この趣旨に沿わないもの（学術的研究に関するものなど）については、対象外です。

### 3 推薦者の資格

受賞候補者を推薦しようとする者は次の各号に該当する者に限ります。ただし自らを推薦することはできません。

(1) 国及び静岡市を除く地方公共団体の長

(2) 文化関係団体及び社会教育関係団体の長

(3) 大学の学長又は学部長

(4) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の学校長

(5) 静岡県及び静岡市に所属する生涯学習施設等の長

(6) その他市長が特に適当と認めた推薦者又は推薦団体の長

### 4 審査基準

受賞候補者は次の各号に沿って審査されます。推薦者は下記の審査基準がわかるよう、推薦資料を作成し、提出してください。

(1) 芸術家（団体）としての実績

〔理由〕 受賞に値する実績を有しているものを対象とするため。過去の実績ばかりでなく、近年も意欲的に活動しているものが対象となります。

※推薦者は、様式第1号 芸術文化奨励賞推薦書の「推薦の理由」欄に、これまでの実績以外に今後の活動予定についても記載してください。

## (2) 情報発信活動の実施

[理由] 広く市民に文化活動の発信を行い、市民が文化を身近に感じる機会の提供をする事が求められるため。

※推薦者は、様式第3号 実績書の「実績の概要」欄に、活動実績とそれに伴った広報活動についても記載してください。

## (3) 文化活動による本市への貢献

[理由] 後進育成や本市市民に向けた文化活動実績など、市民の文化度の向上に寄与するものを対象とするため。

※推薦者は、様式第3号 実績書の「実績の概要」欄または様式第4号 経歴書において、本市での活動実績がわかるように記載してください。

## 5 提出書類

提出していただく書類は次のとおりです。候補者が個人と団体の場合で提出書類が違いますのでご注意ください。

### (1) 個人の場合

- ① 芸術文化奨励賞推薦書（様式第1号）
- ② 履歴書（様式第2号）
- ③ 実績書（様式第3号）
- ④ 受賞に該当すると認められる実績に関する参考資料（著作物又はその内容を明らかにすることができる写真若しくは印刷物等）をPDF又は画像データにて提出  
※現物提出不可

### (2) 団体の場合

- ① 芸術文化奨励賞推薦書（様式第1号）
- ② 経歴書（様式第4号）
- ③ 実績書（様式第3号）
- ④ 定款・規約その他これに類するもの
- ⑤ 最近の予算書・決算書及び事業報告書
- ⑥ 受賞に該当すると認められる実績に関する参考資料（著作物又はその内容を明らかにすることができる写真若しくは印刷物等）をPDF又は画像データにて提出  
※現物提出不可

## 6 提出方法

静岡市電子申請サービス (<https://logoform.jp/form/79j2/1074847>) 又は郵送

※郵送の場合は、募集期限必着とします。



## 7 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月31日（月）まで

## 8 受賞者の決定等

- (1) 受賞者の決定に当たっては、候補者及び推薦者の資格等を確認した上で、静岡市芸術文化奨励賞審査委員会の審査結果を受けて市長が決定します。
- (2) 授賞式につきましては、令和8年11月に開催します。

## 9 その他

提出いただいた資料は、原則として返却しませんので、ご了承ください。

## 10 提出先・問い合わせ先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館 16階）

静岡市 観光文化・市民局

文化政策課 文化振興係 丸山、松井

電話 054-221-1040